

玉川村妊婦にやさしい遠方出産支援事業

～妊婦健診・分娩時の交通費、出産準備のための宿泊費を助成します～

■対象者

1. 玉川村に住所のある妊婦のうち、次のいずれかにあてはまる方

- (1) 自宅または里帰り先から最も近い産科医療機関・分娩施設まで **おおむね 60 分以上**^{※1} の移動時間を要する妊婦
- (2) 医学的な理由等により **周産期母子医療センター**^{※2} で妊婦健診や分娩する必要があり、自宅または里帰り先から最も近い周産期母子医療センターまで **おおむね 60 分以上** の移動時間を要する妊婦
- (3) (1) または (2) に該当する妊婦が分娩施設等の近隣宿泊施設に宿泊した場合、妊婦を支援するために同じ宿泊施設に宿泊した方(妊婦1人につき同行者は1人まで)



※1：分娩施設または周産期母子医療センターまで、妊婦が選択した移動手段(タクシー(出産の場合のみ)、自家用車及び公共交通機関等)において、地理的条件や気象条件、交通事情その他の事情等を勘案した上で、標準的な移動時間がおおむね60分以上を要すると認めた場合に限る。

※2：母体の救命救急への対応、ハイリスク妊娠に対する医療、高度な新生児医療等に対応する施設のこと

■助成内容

【分娩時交通費】(妊婦本人分)

分娩施設・周産期母子医療センター等までの移動に要した費用(往復分)

- 1) タクシーの場合 実費額 × 0.8 円
- 2) 自家用車の場合 距離数(km) × 25円 × 0.8 円
- 3) 公共交通機関の場合 村の旅費規程に準じた額(実費額を上限とする) × 0.8円

【妊婦健診時交通費】(妊婦本人分)

産科医療機関・分娩施設・周産期母子医療センター等までの移動に要した費用

上限14回往復分(妊娠後期に遠方の分娩予定施設に切り替えて受診する場合は7回)

- 1) 自家用車の場合 距離数(km) × 25円 × 0.8 円
- 2) 公共交通機関の場合 村の旅費規程に準じた額(実費額を上限とする) × 0.8円

【宿泊費】(妊婦本人分+同行者 1 名分)

出産までの間、待機のために分娩施設の近隣の宿泊施設で宿泊した場合における宿泊費を助成(出産時の入院までの前泊分として、最大 14 泊分。同行者1名分を含む。)

- 1) 実費額(1泊当たり 11,800 円を上限とする)から、1泊当たり 2,000 円を控除した額



■申請方法

玉川村妊婦にやさしい遠方出産支援事業助成申請書(第 1 号様式)に、以下の書類を添付し、玉川村こども家庭センター(保健センター内)へ申請してください。

- 母子健康手帳 通帳の写し
- (交通費助成申請の場合) 利用日及び利用料金が確認できる領収書等
- (宿泊費助成申請の場合) 宿泊施設名、宿泊者、宿泊日、宿泊日数及び宿泊費が確認できる領収書等

【申請・問い合わせ先】 玉川村こども家庭センター(保健センター内) 電話:0247-37-1024